

令和9年度から臨床研修を開始する研修医の定員について

1 概要

臨床研修病院ごとの研修医の定員を定めるに当たり、地域医療対策協議会の意見を聴くもの。

医師法第16条の3（研修医の定員）

- 5 都道府県知事は、第三項の規定により研修医の定員を定めようとするときは、あらかじめ、その内容について厚生労働大臣に通知しなければならない。
- 6 都道府県知事は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、地域医療対策協議会の意見を聴かなければならない。

2 本県の募集定員上限

113人（令和7年12月19日付け厚生労働省事務連絡） ※昨年度比2人増

3 臨床研修病院ごとの研修医の定員案

各基幹型臨床研修病院の希望定員等を踏まえ、以下のとおり定める。

基幹型 臨床研修病院	令和7年度 募集定員	令和8年度 募集定員	令和9年度 募集定員
宮大附属	50	50	50
県立宮崎	28	26	25
県立延岡	10	10	10
県立日南	10	10	10
古賀総合	3	3	3
宮崎生協	4	4	4
藤元総合	5	5	5
宮崎市郡	3	3	3
合計	113	111	110